

平成30年（ワ）第1551号 石炭火力発電所建設等差止請求事件

原告 ■■■■■ 外39名

被告 株式会社神戸製鋼所 外2名

証拠説明書（11）

（甲A・甲B）

2020年6月23日

神戸地方裁判所 第2民事部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 池田 直樹

同 浅岡 美恵

同 和田 重太

同 金崎 正行

同 杉田 峻介

原告ら訴訟復代理人弁護士 喜多 啓公

同 與語 信也

同 青木 良和

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明をする。

記

【甲A号証】

号証	証拠の標目 作成日 作成者 (いずれも写し)	立証趣旨
甲A 27	2012年以降の石炭火力発電所建設計画の状況一覧 気候ネットワーク 2020年6月3日	先進国の中で唯一50もの新規石炭火力発電所計画があり、PM2.5をはじめとする環境規制が十分に機能しておらず、その総体的なリスクも何ら評価されないまま計画が進められてきたこと

【甲B号証（大気汚染関係）】

号証	証拠の標目 作成日 作成者 (いずれも写し)	立証趣旨
甲B 20の1	Overview of How Emissions from Coal-Fired Power Plants Are Regulated in the United States and the European Union 2020. 6. 19 Mark Chernaik	「石炭火力発電所からの排出がアメリカ合衆国や欧州連合においてどのように規制されているかについての概観」により、日本の石炭火力発電所設置に関する手続が国民の健康を守る点で重大な欠陥を抱えていること。
甲B 20の2	上記の翻訳 令和2年6月20日 弁護士池田直樹	同
甲B 21の1	Air Quality and Toxics Impact of Proposed Kobelco Coa-Fired Power Plant 2020. 6 Lauri Millyvirta	被告神戸製鋼の既設発電所、製鉄所及び新設発電所からのSO2, NO2, PM及びPM2.5並びに水銀等の重金属がもたらす原告らの地域環境への影響について、CALPUFFモデル等を用いて、過去、現在、将来にわたる予測を行い、被告神戸製鋼のアセスメント結果との違いについても分析したもの
甲B 21の2	上記の翻訳 令和2年6月21日 弁護士浅岡美恵	同

以上